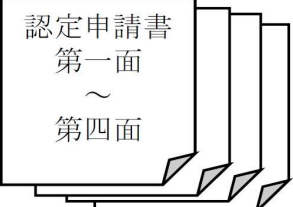


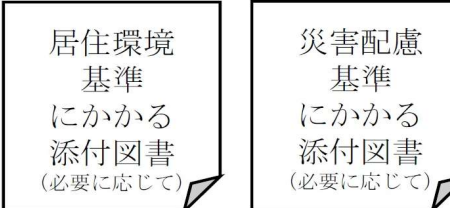
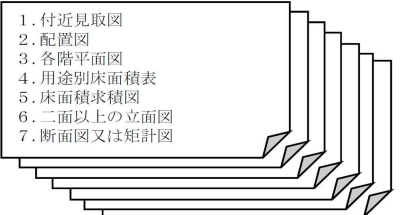


認定申請図書のまとめ方 (確認書等有の場合)	注意事項								
① 	<input type="checkbox"/> 第一面について申請者の押印は不要です。 <table border="1" data-bbox="891 271 1908 406"> <tr> <td>法第5条</td> <td>代表的な申請対象の例</td> </tr> <tr> <td>第1項</td> <td>一戸建ての住宅（注文住宅）、共同住宅等（賃貸住宅、併用住宅）</td> </tr> <tr> <td>第2項、第3項</td> <td>一戸建ての住宅（建売住宅）</td> </tr> <tr> <td>第4項、第5項</td> <td>共同住宅等（長屋、分譲マンション（区分所有住宅））</td> </tr> </table>	法第5条	代表的な申請対象の例	第1項	一戸建ての住宅（注文住宅）、共同住宅等（賃貸住宅、併用住宅）	第2項、第3項	一戸建ての住宅（建売住宅）	第4項、第5項	共同住宅等（長屋、分譲マンション（区分所有住宅））
法第5条	代表的な申請対象の例								
第1項	一戸建ての住宅（注文住宅）、共同住宅等（賃貸住宅、併用住宅）								
第2項、第3項	一戸建ての住宅（建売住宅）								
第4項、第5項	共同住宅等（長屋、分譲マンション（区分所有住宅））								
② 	<input type="checkbox"/> 委任状について申請者及び代理者の押印は不要です。 <input type="checkbox"/> 復代理を立てられる場合は、復代理人の委任状も添付してください。								
③ 	<input type="checkbox"/> 確認書等とは 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書 <input type="checkbox"/> 確認書等の原本は副本に添付し、正本には、複写したものを提出してください。 <input type="checkbox"/> 設計内容説明書は登録住宅性能評価機関の事前審査時に提出したもので、審査員又は評価員が確認済のものを複写して提出してください。								
④ 	<input type="checkbox"/> 居住環境基準 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画施設の区域内にないことが確認できる図書 ・地区計画等への適合が確認できる図書等 <input type="checkbox"/> 災害配慮基準 <ul style="list-style-type: none"> ・災害の危険性が特に高い区域内に計画建築物がないことが確認できる図書 ・区域を指定する法令等で定められた建築に関する制限について適合していることが確認できる図書等例) 確認済証の写し 								
⑤ 	<input type="checkbox"/> 登録住宅性能評価機関が確認した図面であることを確認するため、スタンプがあるものとします。(確認書等の審査の内容と同じものであることを確認するためです。) <input type="checkbox"/> 登録住宅性能評価機関から返却された副本（電子交付を含む）を複写（出力）して提出してください。なお、出力した図面は文字が判別できるよう注意してください。 <input type="checkbox"/> 増改築基準が適用される場合は、状況報告書を追加で提出してください。 <input type="checkbox"/> 増改築基準が適用される場合は、既存住宅の建築基準法の検査済証等の提出が必要です。								

①～⑤までの図書を正・副2部提出してください。合わせて認定申請受付チェックリストもご確認ください。